

老朽給水管改良促進事業について

老朽給水管は漏水事故の主な原因になっているほか、震災発生時には、多くの被害が想定されます。

このため、老朽化した給水装置（給水管）について、**給水管所有者からの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管に改良する老朽給水管改良促進事業を行っています。**

1 改良範囲

配水管の分岐部分から水道メーターまで（道路と宅地の境界から2 m以内に移設）

2 復旧条件

土、砂利、簡易アスファルト、コンクリート（現況程度）

※現地の状況により、施工が不可能と判断する場合があります。

3 適用条件

配水管の分岐部から水道メーターまでの間に老朽給水管が使用されていること。

（※老朽給水管が宅地内のみ残っている場合でも、水道メーターまでは対象）

4 適用管種

（口径 50 mm以下の給水管で**次に掲げる給水管を除く**）

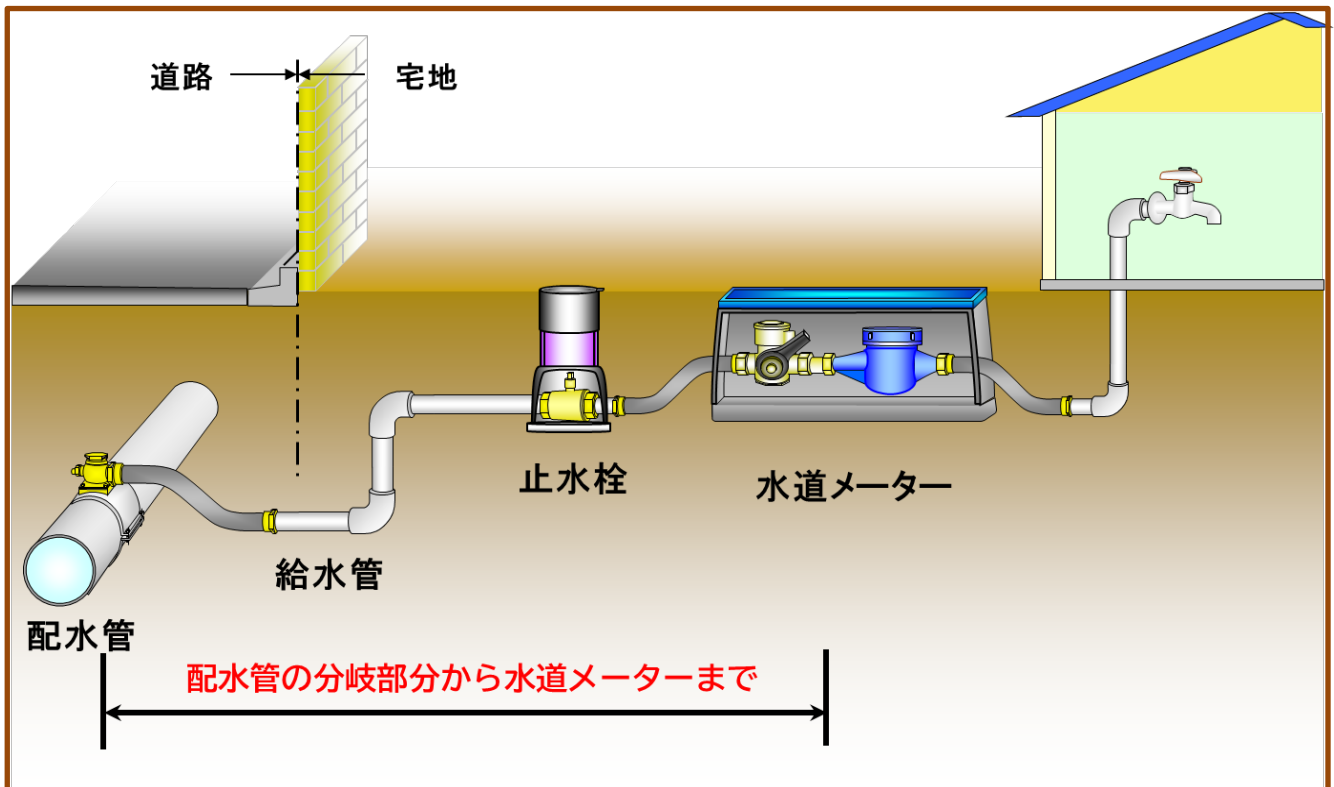
- (1)水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VB)のうち、昭和 50 年度以降布設のもの
- (2)水道用ポリエチレン二層管(PP)
- (3)水道用波状ステンレス鋼管(SSP-SUS316)
- (4)水道用ステンレス鋼鋼管(SSP-SUS316)
- (5)水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)
- (6)ダクティル鑄鉄管

【注意事項】

上記の場合のほか、宅地内を掘削する際に、タイル等で敷設されている場合や、工事に支障をきたす障害物等がある場合は、水道局では原型のとおり復旧できない

ため、**条件付での施工や工事が出来ない場合がありますので、ご了承ください。**

【施工範囲】



※水道メーターまでの距離が道路の境界から長く、かつ、所有者の同意が得られた場合は、境界から2m以内に移設。
移設の際、旧メーター位置までの給水管は水道局により改良。